

デジタル人材等育成支援補助金のご案内

中小企業のDX（デジタルトランスフォーメーション）推進及びGX（グリーントランスフォーメーション）推進を目的として、中小企業が活用する個別のデジタル技術等（AI、RPA等）について、従業員等に短期の民間研修等を受講させた際に、費用の一部を補助します。

以下のとおり補助金の募集を行いますので、交付要綱をご確認の上、ご応募ください。

対象者

県内に事業所を有する中小企業者のうち、裏面に記載する業種に該当する者

対象となる研修

- ・研修等の内容が以下に示す項目に該当するものであること
 - ・ AI、RPA、IoT、ビッグデータ、その他DXを推進する人材の育成において適切と認められるもの
 - ・ カーボンニュートラル、ESG（環境・社会・企業統治）、その他GXを推進する人材の育成において適切と認められるもの
- ・ 受講時間が1日3時間以上のものであること
- ・ （公財）やまぐち産業振興財団が実施する研修でないこと
- ・ 交付決定日以降に研修の申込/受講や経費の支払いをするものであること等

研修項目

補助金額

- 【一般型】 補助上限額 30千円/人（1社あたり150千円まで）
 【外部講師招へい型】 補助上限額 30千円/回（1社あたり150千円まで）
 ※いずれも補助率3/10以内

補助金の申請方法

交付申請書（当財団研修ウェブサイトからダウンロード可）に必要事項を記載し、提出してください。

※受講する研修等の内容により、補助対象とならない場合があります。
 また、予算に限りがありますので、申請される方はあらかじめご相談ください。

募集期間

令和8年4月24日から令和9年1月末日まで随時募集

※予算上限に達した時点で募集を終了します。
 ※事業実施期間は最長で令和9年2月末日です。

お問合せ
お申込み



公益財団法人
やまぐち産業振興財団
生産性向上・人材創造拠点

URL:<https://www.ymg-hrd.jp/>

やまぐち産業振興財団 人材創造拠点

検索



(対象業種)

令和5年7月改定日本標準産業分類に定める業種のうち、以下の業種に該当する者

大分類	中分類
D：建設業	—
E：製造業 (※製造業は、右に掲げる中分類に該当する者)	09：食料品製造業 12：木材・木製品製造業（家具を除く） 14：パルプ・紙・紙加工品製造業 16：化学工業 17：石油製品・石炭製品製造業 18：プラスチック製品製造業 19：ゴム製品製造業 21：窯業・土石製品製造業 22：鉄鋼業 23：非鉄金属製造業 24：金属製品製造業 26：生産用機械器具製造業 27：業務用機械器具製造業 28：電子部品・デバイス・電子回路製造業 29：電気機械器具製造業 31：輸送用機械器具製造業
H：運輸業、郵便業	—
I：卸売業、小売業	—
L：学術研究、専門・技術サービス業	—
M：宿泊業、飲食サービス業	—
N：生活関連サービス業、娯楽業	—
P：医療、福祉業	—
R：サービス業【他に分類されないもの】	—

お問合せ
お申込み



公益財団法人
やまぐち産業振興財団
生産性向上・人材創造拠点

URL:<https://www.ymg-hrd.jp/>

やまぐち産業振興財団 人材創造拠点

検索

